

訴訟事件の結果について

1 訴訟事件名等

- (1) 事件名 貸金返還等請求事件
(2) 原告 目黒区
(3) 被告 千葉市在住A氏（借受人：30歳代男性）
宇都宮市在住B氏（連帯保証人：借受人の祖父 80歳代男性）
(4) 裁判所 東京簡易裁判所
(5) 判決言渡日 被告A：令和3年9月22日
(6) 判決内容
- ・被告Aは、原告に対し、金126万1586円及びうち金58万円に対する令和3年7月20日から支払済みまでの年10.95%の割合による金員を支払え。
 - ・訴訟費用は被告Aの負担とする。
 - ・この判決は仮に執行することができる。

※被告Bについては、保証否認をしたため、区側が当時の状況を立証。被告Bから滞納額58万円の一括払いがあったことから、その後の裁判上の請求は行わないこととした。

2 貸付状況等（目黒区奨学資金貸付金）

- (1) 貸付金額 65万円
①納付金額 7万円
②滞納額 58万円
(2) 貸付期間 平成18年4月から平成19年6月
(3) 返済期間 平成19年7月から平成28年6月

3 事案の概要

本事案は、区がA氏及びB氏に対して目黒区奨学資金貸付金58万円、確定違約金68万1586円、元金に対する令和3年7月20日から支払い済みまでの年10.95%の割合による違約金及び訴訟費用の支払いを求めたものである。
詳細は以下のとおりである。

- 令和3年6月30日 目黒区奨学資金貸付金の返還を求めて、民事訴訟を提起することを専決処分により決定。
令和3年7月19日 訴状を東京簡易裁判所に提出。
令和3年8月4日 生活福祉委員会へ報告、文教・子ども委員会へ情報提供。

令和3年 9月22日 第1回口頭弁論期日。被告らは不出頭。
被告Aは答弁書の提出がないため同日判決言渡し。
被告Bは答弁書で保証否認をしているため、裁判官より、
当時の状況を立証するよう指示あり。

令和3年10月12日 区側から書面により裁判所と被告Bに対し立証。
令和3年10月18日 被告Bから弁護士に、滞納額58万円を一括して納付す
る旨の連絡あり。

令和3年10月25日 被告Bにより滞納額58万円の一括納付がされる。
令和3年11月16日 裁判所に対し、被告Bに対する訴えの取下書を提出。

以 上